

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年4月27日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区学校改築に係る各種検討支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では、円滑な学校改築に向けた検討を本格化させるため、検証検討を的確かつ迅速に進める必要がある。それに伴い、学校改築に係る仮設校舎のあり方を含めた整備手法や事業期間を短縮する手法のほか、長寿命化の判断基準、小学校のプール施設の整備の考え方等、各種検討支援業務を委託するものである。

(3) 履行期間

契約の日から令和6年3月15日まで

2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 以下の①又は②のうち、いずれか1項目以上の実績を有すること。
 - ①平成24年度以降に、公共施設の新築又は改築に係るCM(コンストラクション・マネジメント)業務を完了したもの
 - ②公共施設等総合管理計画又は学校施設長寿命化計画策定支援等業務を完了したもの
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。なお、2次提案資料の提出者については1次審査通過者に限る。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務実績等)	技術者数、有資格者数、業務実績
担当チームの能力 (技術者の実績等)	管理技術者及び各主任担当技術者の資格、業務実績

(2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価基準
実施方針	○業務の内容・性質に応じた動員を予定しているか。 ○業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ○業務に対する熱意や意欲、調整力を感じられるか
提案能力	○区の状況や課題の把握・分析を踏まえた提案であるか。 ○実現性・的確性のある提案であるか。
対応能力	○質問に対する応答を的確かつ明快に行えているか。

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎2階(21番窓口)

(土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時)

電 話 03-5432-2665

FAX 03-5432-3029

メール SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要領等の交付期間及び方法

期 間 令和5年4月27日(木)～5月17日(水) 午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00203731.html>

→ [トップページ](#) → [目次から探す](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#) → [発注情報](#)
→ [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [子ども・教育・若者支援](#)
→ 「世田谷区学校改築に係る各種検討支援業務委託」プロポーザルの実施について
又は(ホームページの上部検索スペースにページ番号「203731」と入力して検索)

- (3) 参加希望届出書、1次提案書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法
 - 受領期限 令和5年5月17日(水)午後5時(必着)
 - 場 所 上記(1)に同じ
 - 方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)
- (4) 2次提案書類の受領期限並びに提出場所及び方法
 - 受領期限 令和5年5月30日(火)午後5時(必着)
 - 場 所 上記(1)に同じ
 - 方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成要否：要
- (4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (11) 詳細は募集要領による。